

令和6年度第2回

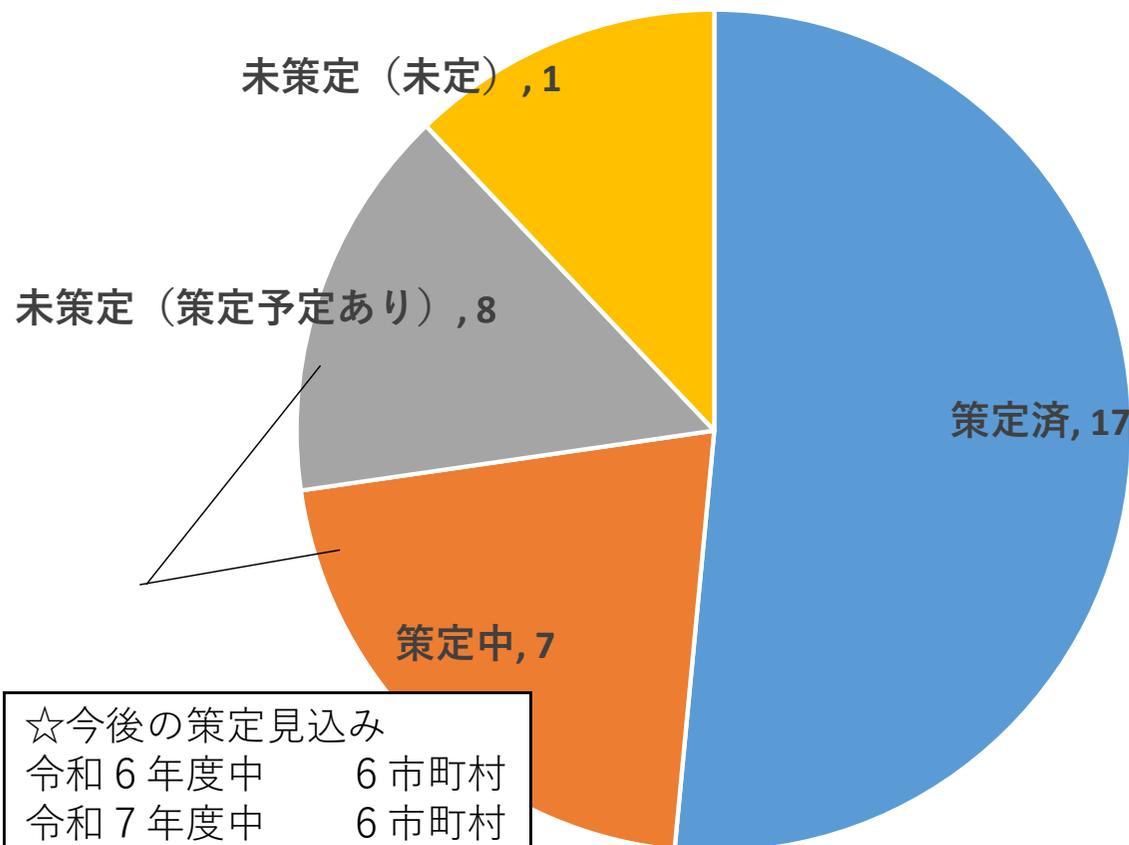
**県市町村GX推進会議
実務者会議**

令和6年12月18日（水）

1. 地方公共団体(区域施策編)策定の支援

1. 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の支援

市町村の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定状況



☆今後の策定見込み
令和6年度中 6市町村
令和7年度中 6市町村
令和8年度以降 3市町村

- ☆策定済市町村
- ・盛岡市
 - ・宮古市
 - ・大船渡市
 - ・花巻市
 - ・久慈市
 - ・遠野市
 - ・一関市
 - ・釜石市
 - ・八幡平市
 - ・滝沢市
 - ・葛巻町
 - ・紫波町
 - ・田野畑村
 - ・普代村
 - ・軽米町
 - ・九戸村
 - ・一戸町
- ※令和6年度末策定市町村数（見込）
→23市町村（約7割）

■ 策定済 ■ 策定中 ■ 未策定（策定予定あり） ■ 未策定（未定）

1. 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の支援

● 区域施策編策定時に活用可能な補助金（令和6年度実績）

1. 地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助（県）

- 補助対象等：区域施策編等策定に係る委託費
補助率 2 / 3、上限4,000千円

※令和6年度採択市町村

北上市、岩泉町、洋野町、矢巾町、陸前高田市

2. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境省）

- 補助対象等：区域施策編等策定に要する経費（第1号事業）
補助率2/3 or 3 / 4、上限8,000千円

1. 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の支援

【意見交換】

・市町村の予算のみでは計画策定に係る委託費の確保はハードルが高い。

→国補助金の活用について

・区域施策編のため、具体の施策を検討するには、他の部署（商工労働観光、農林水産等）、事業者、地域団体等を巻き込んでいくことが必要。

→環境の部署だけではなく、どのようにして関係各所と連携を図り施策を検討したか。

2. 県と市町村の予算関連施策における 連携のあり方

2. 県と市町村の予算関連施策における連携のあり方

県と市町村における**施策の実施状況**は概ね以下のとおりとなっている。

	経済手法	情報・啓発手法
県	<ul style="list-style-type: none"> ○産業向けの省エネ設備、再エネ設備の設置補助 ○家庭向けのモデル的な取組（ZEH水準を上回る新築住宅への補助等） <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ウェブサイトでの情報発信 ○事業者向けセミナー実施による人材育成 ○脱炭素に積極的に取り組んでいる事業者を認定（脱炭素化経営企業等認定制度） ○大学生によるICFAの活動（Z世代を中心とした行動変容の取組） <p style="text-align: right;">など</p>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○産業向けの省エネ設備、再エネ設備の設置補助 ○家庭・住宅向けの省エネ設備、再エネ設備の設置補助 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広報誌、SNS、各メディア（新聞、ラジオ、ケーブルテレビ等）での情報発信 ○イベントの実施（環境イベント、産業まつり等） ○小学校～高校、住民向けの環境学習による啓発活動 <p style="text-align: right;">など</p>

2. 県と市町村の予算関連施策における連携のあり方

【経済手法】 県：産業向け、市町村：家庭向けとそれぞれの分野で施策を充実させている

		産業向け	家庭向け
県	省エネ	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー対策事業費補助 (空調機器、換気設備、照明機器、給湯機器更新時の補助) ・EV等導入事業費補助 (太陽光発電設備、車載型蓄電池及び充放電設備等を全て設置する際の補助) ・EV等普及促進事業費補助 (EVバス、EVタクシー、充電設備導入の補助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー住宅建設推進事業費補助金 (新築時にZEHを上回る基準等を満たす住宅への補助) ・住みたい岩手の家づくり促進事業 (省エネ証明取得+県産木材を活用した新築、改修を支援) ・木づかい住宅普及促進事業 (県産木材を使用した住宅の新築、改修を支援)
	再エネ	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電施設等立地促進資金貸付金 (中小企業者が太陽光や風力等、再エネ設備を導入する際の融資制度) ・自家消費型太陽光発電設備設置事業 (20kW以上の自家消費型太陽光発電設備の設置) 	
市町村	省エネ	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱改修等リフォーム (1市町村) ・省エネ設備導入・更新等 (1市町村) (空調、給湯器) ・EV関連 (4市町村) 	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱改修等リフォーム <u>(4市町村)</u> ・省エネ設備導入・更新等 <u>(8市町村)</u> (空調6、給湯器5、冷蔵庫3、照明2、テレビ1) ・EV関連 <u>(7市町村)</u>
	再エネ	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光設備関連 (7市町村) ・蓄電設備 (6市町村) 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光設備関連 <u>(17市町村)</u> ・蓄電設備 <u>(12市町村)</u> ・バイオマス関連 <u>(6市町村)</u>

2. 県と市町村の予算関連施策における連携のあり方

【情報・啓発手法】 県・市町村の取組

イベント (環境イベント、産業まつり等)	環境学習 (学校向け、住民向け講演会等)	広報 (広報誌、各メディア等)
8市町村	16市町村	14市町村

●イベント実施例

他部署や地元企業のイベントと共同開催、子供向け体験コーナー（風車ペットボトル・ソーラーカーのおもちゃ作り等）、パネル展示、企業における環境への取組紹介のブース設置、県の販促品（エコバッグ等）配布、いわて地域脱炭素推進員の派遣、補助事業の相談コーナー設置 等

●環境学習実施例

講演会、研修会、学校への出前授業、エコチャレンジの実施、再エネ施設の見学、協定企業の教材活用、まち歩き 等

●広報実施例

広報誌、ホームページ、新聞、ラジオ、ケーブルテレビ、SNS（LINEやX等）、補助金ガイドの作成、業者へチラシ配布、ハウスメーカーのイベント参加、金融機関との連携 等

●県の実施例

広報誌、ホームページ、新聞、ラジオ、テレビ、知事の出前授業・地球温暖化を防ごう隊（対象：小学生）、脱炭素化経営企業等認定制度、事業者向けセミナー、ICFA（いわてカーボンフリーアクション）の活動 等

2. 県と市町村の予算関連施策における連携のあり方

【県と市町村の連携について】

●共通認識

- ・経済手法における、**県：産業向け、市町村：家庭向けの棲み分け**。
- ・経済及び情報啓発の両手法において、予算との兼ね合いで事業の実施や対象範囲等が制限されてしまう。

●連携の方向性（案）

【経済手法における棲み分け】

県：産業向け、市町村：家庭向けの棲み分けの方向性で県民や事業者への支援を実施。
(国の交付金や経済対策を有効に活用)

【いわてわんこ節電所（令和7年3月リニューアル予定）の活用】

（方法）

- ・補助金情報、イベント情報等のカテゴリー毎にまとめて掲載（リンクの貼り付け等）

（効果）

- ・事業の実施情報を共有することで**県と市町村が一体となって取組を促進**
（互いの事業が案内可能）
- ・県民、事業者に対して**幅広く事業の周知が図られる**。

2. 県と市町村の予算関連施策における連携のあり方

国の経済対策の検討状況について教えてください。（挙手ボタンでお知らせください）

重点支援地方交付金

内閣府

- 物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者の支援を行えるよう、重点支援地方交付金の更なる追加を行う。
- これから厳冬期を迎えることを念頭に、推奨事業メニューに灯油支援を追加。

推奨事業メニュー

生活者支援

①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

例) L P ガス使用世帯への給付等の支援



②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

例) 小中学校等における学校給食費の支援



③消費下支え等を通じた生活者支援

例) ・プレミアム商品券の発行
・地域で活用できるクーポン等の発行



④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

例) 省エネ性能の高いエアコン・給湯器への買い換え支援



子育て支援として、
低所得のひとり親世帯への給付金等の支援にも対応。



事業者支援

①医療・介護・保育施設、学校施設等に対する物価高騰対策支援

例) 食料品価格の高騰分の支援



②農林水産業における物価高騰対策支援

例) ・飼料高騰の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援
・農業水利施設の電気料金高騰に対する支援



③中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

例) ・特別高圧やLPガスの価格高騰分を支援
・中小企業の省エネの取組支援



④地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

例) ・地域に不可欠な交通手段の確保
・地域観光事業者の物価高騰に対する影響緩和



地方公共団体発注の公共調達における
労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応。



関連する法令・予算

・物価高対策のための重点支援地方交付金（予算／内閣府）

3. 再エネ導入施策について (促進区域の設定等)

3. 再エネ導入施策について（促進区域の設定等）

地域脱炭素化促進事業制度の構成

温対法に基づく再エネ促進区域の仕組み

- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが本年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。



岩手県は太陽光と風力を策定済。

制度全体のイメージ



市町村が、住民や事業者等が参加する協議会を活用し、

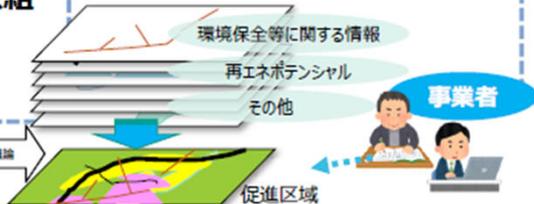
- 再エネ事業に関する**促進区域**や、
- 再エネ事業に求める
 - ・地域の**環境保全**のための取組
 - ・地域の**経済・社会の発展**に資する取組

を自らの計画に位置づける。
※促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。

地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、地域自らが議論。

事業者は、

- **協議会**における合意形成を図りつつ、
- **市町村の計画に適合するよう再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。**



事業の予見可能性が向上。協議会の活用等により、合意形成がスムーズに。

市町村は、事業計画の申請を受け、

- 事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
- 市町村の計画に適合する、**環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画を認定。**

※ 国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可手続き等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続き等が不要に（ワンストップ化の特例）。
※ 都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続きが不要に。



地域に役立つ再エネ事業を誘致

5

県内の全市町村が太陽光と風力について促進区域の設定が可能な状況。
(設定済：紫波町)

3. 再エネ導入施策について（促進区域の設定等）

促進区域抽出の4類型

3.1.1/3.2.1 促進区域とは
- 促進区域抽出の方法



・促進区域の主な抽出方法としては、4種類が想定されています。

促進区域の抽出方法

類型	具体的な内容
1)広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、広域的な観点から、促進区域を抽出します。
2)地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成やPPA※普及啓発を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定します。
3)公有地・公共施設活用型	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定します。
4)事業提案型	事業者、住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定します。

最も理想的
可能な限り広域で行える

短・中期的な再エネ導入促進に期待
環境配慮や合意形成が円滑に図られ
やすい

個別事業が前提
促進区域と個別事業を同時に検討

※PPA：Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略称です。オンサイトPPAモデルとして、敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み等があります。

⇒マニュアルp.69~74 具体的な設定方法の例 36

3. 再エネ導入施策について（促進区域の設定等）

地域脱炭素化促進事業制度のメリット

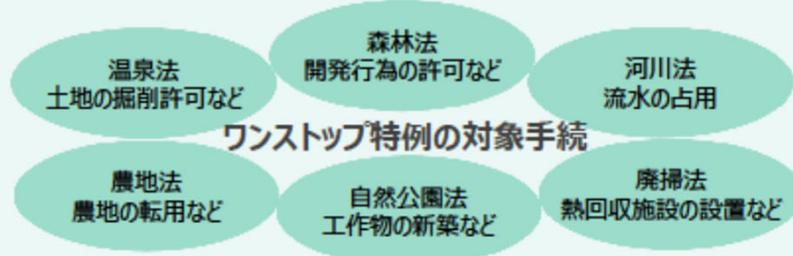
地域脱炭素化促進事業制度の活用による利点・効果



特に事業者の利点

ワンストップ特例の活用 環境アセス手続き一部省略

- 複数機関への個別調整が市町村による二
括手続きに代替され、**簡略化**
- 必要プロセスの短縮による**迅速化・省力化**



農山漁村再エネ法 の特例

地域脱炭素化の促進や農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を含む地方公共団体実行計画を定めた場合等に、**農山漁村再エネ法に基づく各種特例の適用が可能。**

- 酪農振興法
集約酪農地域内の草地の形質変更
 - 海岸法
海岸保全区域における施設の新設等
 - 漁港漁場法
漁港区域内での工作物の建設等
- など

特に地方公共団体への効果

地元関係者との合意形成

- 協議会において**地元関係者との合意の一括形成が可能。**
トラブルの未然防止に。

地域環境・地域資源の保全

- **環境に配慮した立地誘導を促進し、環境破壊を回避。**
- **環境配慮要件を事業者に求めることができ、環境共生型事業を実現。**

再エネの地域貢献

- 地域貢献要件の設定により、事業者に対して**地元雇用や災害時対応等、地域貢献策を求めることが可能**

ヒント

再エネ導入による 地域貢献事例

熊本県合志市では、再エネ導入（太陽光）により得られた売電収入の一部を農業振興に還元しており、用水路の改修や調整池の維持管理、農業の6次産業化支援に充てている。

3. 再エネ導入施策について（促進区域の設定等）

県と市町村の促進区域共同設定

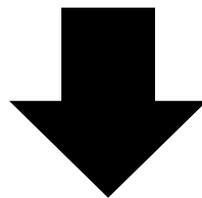
地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充



温対法の改正（令和7年度～）により、県と市町村が共同で促進区域を設定することが可能となる。

3. 再エネ導入施策について（促進区域の設定等）

地域脱炭素化促進事業の好事例から促進区域設定のメリットを理解



【意見交換】

地域脱炭素化促進事業、促進区域の設定について